



編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

政府調達公告版

目次

入札公告	
入札公告	1
入札公告の訂正	18
入札公告（建設工事）	19
入札公示	
公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））	23
資格	
競争参加者の資格に関する公示	24
招請	
資料提供招請に関する公表	25
意見招請に関する公示	26
随意契約	
随意契約に関する公示	27
落札	
落札者等の公示	29

この政府調達公告版に掲載される入札公告、入札公示及び落札者等の公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を含みます。

入札公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成19年7月2日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長 長谷川充弘

調達機関番号 013 所在地番号 13

○第130号

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 71、27
- (2) 購入等件名及び数量 クライアント・サーバ方式による検務電算システム用機器撤去及びデータ消去業務 一式
- (3) 調達案件の仕様等 調達案件の性能等に関し、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (4) 履行期間 契約締結日から平成20年3月31日まで
- (5) 履行場所 法務省大臣官房会計課長が指定する場所
- (6) 入札方法 上記(2)の件名について、入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 平成19・20・21年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格「役務の提供等」においてA、B又はCの等級に格付けされた者であること。
 - (4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省大臣官房会計課調達第二係 南齋 真吾 電話03-3580-4111 内線5847
 - (2) 入札説明書の交付方法 下記(3)の入札説明会において交付する。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所 平成19年7月9日14時00分 法務省大臣官房会計課入札室
 - (4) 入札書の受領期限 平成19年8月13日17時00分
 - (5) 開札の日時及び場所 平成19年8月14日14時00分 法務省大臣官房会計課入札室
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金の納付 免除
 - (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示す資格・実績証明書を作成し、提出期限までに提出すること。提出された資格・実績証明書を支出負担行為担当官が審査した結果、この公告に示した作業を履行することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができるものとする。なお、提出した資格・実績証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 落札者の決定方法 この公告に示した作業を履行することができる支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (7) 手続における交渉の有無 無
 - (8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Mitsuhiro Hasegawa, Obligor Director of the Finance Division Ministry of Justice.
- (2) Classification of the services to be required : 71, 27
- (3) Nature and quantity of the services to be required : Removal of computer system equipment for the work of the Public Prosecutors Office and erasure of data, 1 set
- (4) Fulfillment period : 31 March, 2008
- (5) Fulfillment place : The place will be specified later.
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A, B or C "Offer of service" in terms of the qualification for participating in tenders laid down by Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal year of 2007, 2008 and 2009. ④Meet the qualification requirements which the Obligor may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
- (7) Time-limit for tender : 17 : 00, 13 August, 2007
- (8) Contact point for the notice : Shingo Nan-zai, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice 1-1-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8977 Japan. TEL 03-3580-4111 ext. 5847